

国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し

(国民健康保険税)

資料3

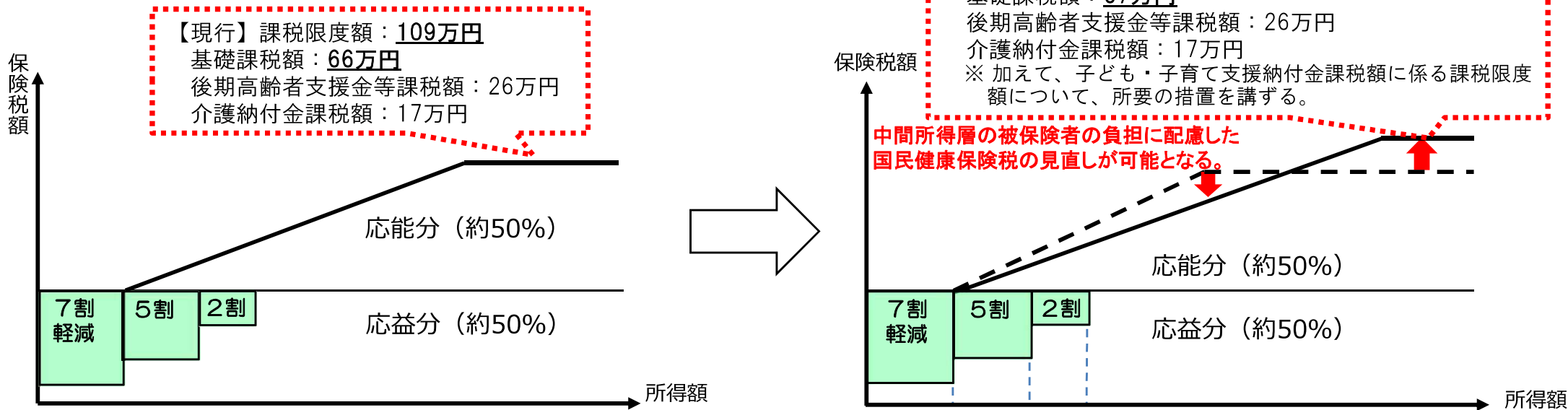
1 大綱の概要

I 国民健康保険税の基礎賦課額に係る課税限度額を67万円（現行：66万円）に引き上げるとともに、子ども・子育て支援納付金課税額に係る課税限度額について、令和8年度予算措置を前提に、所要の措置を講ずる。

II 国民健康保険税の減額の対象となる所得基準について、次のとおりとする。

- ① 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乘すべき金額を31万円（現行：30.5万円）に引き上げる。
- ② 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乘すべき金額を57万円（現行：56万円）に引き上げる。

2 制度の内容



【現行】軽減判定所得

- 7割軽減基準額＝基礎控除額(43万円) × 1
- 5割軽減基準額＝基礎控除額(43万円) × 1 + 30.5万円 × (被保険者数 × 2)
- 2割軽減基準額＝基礎控除額(43万円) × 1 + 56万円 × (被保険者数 × 2)

【改正後】軽減判定所得

- 7割軽減基準額＝基礎控除額(43万円) × 1
- 5割軽減基準額＝基礎控除額(43万円) × 1 + 31万円 × (被保険者数 × 2)
- 2割軽減基準額＝基礎控除額(43万円) × 1 + 57万円 × (被保険者数 × 2)

* 1 給与・年金所得等が2人以上いる場合は、基礎控除額(43万円) + 10万円 × (給与・年金所得者の数 - 1)

* 2 被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から 後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。